

第 442 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 6 年 8 月 5 日（月）午後 2 時～午後 2 時 42 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1－1、1－2
3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 皆さん、こんにちは。ただいまから、第442回東京地方最低賃金審議会を始めます。

初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

賃金課長 本日は、委員定数18名全員が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、又は各側委員の各3分の1以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入ります。

議事（1）「東京都最低賃金の改正決定について（答申）」であります。

東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議をいただいておりますが、その結論が得られたようですので、報告を受けたいと思います。

専門部会長の村上委員から報告をお願いいたします。

村上委員 はい。それでは報告させていただきます。

事務局から「東京都最低賃金の改正決定に関する報告書」を読み上げてください。

賃金課長 それでは、各委員に報告書をお配りいたします。

（報告書配付）

賃金課長 それでは、読み上げます。

令和 6 年 8 月 5 日

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康殿

東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会 部会長 村上文
東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低

賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙

東京都最低賃金

- 1 適用する地域、東京都の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,163円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効の日、令和6年10月1日

委員名簿については、添付を省略させていただいております。

以上です。

村上委員 それでは、東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私から御説明いたします。

審議経過報告です。

令和6年8月5日

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和6年7月1日に改正の諮問を受け、5回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

この間、令和6年7月25日には、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都について、目安50円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、

- 1 首都東京のあるべき賃金水準として時間額1,500円を目指したい。
- 2 今年度は、春闘の状況と実質賃金の2点を基本に審議したい。春闘の結果は、歴史に残ると言われた昨年度を上回っており、中小企業が主体の労働組合でも同様である。これは労使交渉の結果であるが、労使交渉できないところにも、その結果を届けたい。賃上げが

物価上昇に追いついておらず、労働者の生活水準は後退している。

3 最低賃金法第1条の趣旨である「労働者の生活の安定」を図り、「国民経済の健全な発展に寄与」することからも、賃上げの結果を東京最低賃金額に波及させるべきである。

4 賃金の引上げには価格転嫁が必要であり、価格転嫁の更なる施策の推進を要望したい。

5 意見書等に記載された皆さんの声を重く受け止め、東京で働く労働者の代表として伝えていくことを努力し、審議に臨みたい。

等の主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、

1 地域別最低賃金は、最賃法第9条のいわゆる3要素に基づき、「支払能力」にも十分配慮した上、データや根拠に基づく議論を行うことが重要である。

2 3要素のうちの「賃金」は、労使交渉で賃上げした率ではなく、賃金水準の状況で考えるべきであり、賃金水準とは令和6年の賃金改定状況調査第4表①の2.2%であると考えます。

3 第4表①の2.2%を重視しつつも、物価上昇についての配慮が必要なことは理解できる。しかし、物価上昇を示す数値も様々ある中で、正しい物価上昇率がどれかの見極めは難しく、中央最低賃金審議会の目安額は一つの参考となる。

4 東京の企業数の99%が中小企業である。今年の春闘の高い賃上げ率は、大企業により押し上げられている。賃上げ率が高かった企業も人手不足に対する防衛的賃上げを行っているにすぎない。適切でない最低賃金の引上げにより東京の経済が衰退すれば、日本経済も衰退する。サプライチェーンの維持にとっても中小企業は重要である。

また、そもそも、全ての企業に適用される罰則付き強行法規である最低賃金の引上げと、労使交渉で決まる通常の賃上げを同列には扱えない。

5 価格転嫁の状況は二極化の傾向があり、特に労務費については全

くできていない企業も一定数認められる。
等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標等、様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、真摯に検討を行いました。

その結果、

第一に、中央最低賃金審議会の目安答申において、「今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、5.0%を基準として検討することが適当」とされ、地域間格差への配慮の観点から、目安額について「Aランク50円（4.6%）」とされたところであるが、東京都区部の直近6か月の消費者物価指数（食料）及び全国の消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の対前年同期比がいずれも4.5%となっていること。

第二に、賃金改定状況調査結果第4表におけるAランクの引上げ率

第三に、地域別最低賃金の地域間格差に配慮する必要があること等の認識の下、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張も含めて総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金1,113円について、50円、率にして4.49%の引上げとし、時間額1,163円とすると決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のと通りの結論に至りました。

以上でございます。

都留会長

村上委員から報告がありましたように、専門部会での結論が全会一致とはなりませんでした。

最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、本審において改めて審議することとなります。

ただいまの専門部会報告を受けて、各側から御意見はございますか。
まず、労側に伺います。

大島委員

地域専門部会に関して、まずこの1週間、真摯に向き合って、精力的に議論が進められたということで、公益委員の皆様、使用者委員の皆様、そして各資料等の作成や、運営をまとめていただいた事務局の皆様に感謝申し上げます。

労働側としては、ただいま村上委員のほうからの報告があったとおりでありますが、前回の方針のときにも様々な団体、また個人から意見要請を受けたそれを背に、主として東京で労働、生活するに当たっての最低賃金、繰り返しになりますが、春闘における賃上げの波及、そして物価上昇によりマイナス推移をしています実質賃金の改善、向上をすべく、議論させていただきました。

様々勘案しますと、中央審議会で出された目安額についても50円と示されましたが、まだまだ足りないという主張もさせていただきました。

なかなか難しい判断とはなるんですが、ただ、最賃法にもありますとおり、労働者の生活の安定、労働力の向上及び公正な競争の確保、国民経済の健全な発展、これに本気に、真剣に取り組むには現在の最低賃金の引上げの必要性はもちろんなんですが、それとともに、労務費を含む適正な価格転嫁等々、取り組むべき課題、これを労使ともに共有し、進んでいかななくてはならないという思いで臨んでまいりました。

それぞれ、各々の責任の下、みんなで決めてみんなで進んでいく。そこが重要であり、そこを重視して議論を進めてまいりました。

それぞれ難しい判断となったと思いますが、労使ともに決して100%の結果ではないとは思っておりますが、これまでの議論経過と公益見解を重く受け止めて、今後の採決に臨みたいと思っております。

労側は以上です。

都留会長

ありがとうございました。

労側の他の委員の方、補足説明はありますか。よろしいですか。

次に、使側の御意見を伺いたいと思います。挙手をお願いします。

神委員

ありがとうございます。専門部会報告の取りまとめに当たりまして、限られた時間の中でいろいろと議論させていただきました公益委員の先生方、それから労側委員の皆様、そして様々な資料を御準備いただきまして審議の円滑な運営に御尽力いただきました事務局の皆様に対し、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

中賃のほうから示された目安が過去最高額となる中で、本来であれば、発効日の在り方を含めた議論をセットで行いたかったところではございますが、今年も事実上の時間切れでこの議論が全くできなかったのは残念であるということは申し上げておきたいというふうに思います。

難しい判断を迫られる中で、このたび示されました公益委員の先生方の公益見解を重く受け止めた上で、この後の採決に臨みたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

使側の他の委員の方で、御発言はありますか。よろしいですか。

労使双方から御意見をいただきました。意見の隔たりはありますが、一致することは難しいと判断し、専門部会において慎重に審議いただいた結果ですので、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金については、時間額は1,163円、額にして50円、率にして4.49%の引上げ、発効予定日は、指定日発効として10月1日とすることについて採決を行いたいと思います。

採決の前に何かおっしゃりたいことがあれば。

加藤委員

会長、お願いします。

都留会長

加藤委員。

加藤委員

発言の機会をいただき、ありがとうございます。これから採決に臨むわけですが、まずは公益委員の皆様の御見解につきましても、大変に重く受け止めさせていただいております。

春闘における歴史的な賃上げや物価の高騰につきましても十分に理解し、一定の最低賃金の引上げの必要性は認識しておるところでございます。

す。

しかし、審議の過程で様々主張しましたような、私ども中小企業、小規模事業者の置かれました厳しい経営環境に鑑みますと、この間の労側委員の皆様、公益委員の皆様との議論、そしてその御努力には大変に感謝いたしますが、そのことを踏まえましても、また審議会委員としての職責の重さを痛感しつつも、苦渋の選択であります。明確に反対である又は賛成であると決することができませんので、態度は表明しないこととさせていただきます。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

小林委員。

小林委員

採決についてですが、公益委員見解につきましては、大変重く受け止めさせていただいております。春闘における歴史的な賃上げや物価の高騰につきましても十分に理解し、一定の最低賃金の引上げの必要性は認識しておりますが、我々中小企業、小規模事業者は、円安による原材料エネルギー価格の高騰や人手不足による人件費の高騰、全額価格に転嫁できない厳しい経営環境にある状況を鑑みますと、苦渋の選択ではありますが、明確に反対である、また賛成であると決することができませんので、加藤委員と同じく、私も態度を表明しないこととさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

都留会長

ありがとうございます。

清田委員。

清田委員

ありがとうございます。私も加藤委員、小林委員と同様に、採決に際しまして、態度を表明しないという立場を取りたいと思います。

専門部会におきまして、3要素に基づきながら、東京の企業数の大宗を占める中小企業の視点から、意見を述べさせていただきました。賃上げの重要性、物価上昇への対応等から、地域別最低賃金の引上げの必要性には共通の認識を持ちながら、公労使がそれぞれの立場に基づき議論を重ねてまいりました。

限られた時間で結論を出さなければならない状況におきまして、公益見解を最大限尊重することは理解しつつも、現時点において賛成及び反対についての態度表明をすることを差し控えたいと思います。

少なくとも過去最大の引上げに対し、厳しい経営環境に悩む中小企業、小規模事業者に対しては政府として十分な支援が必要と考えてございます。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

態度を表明しないという御意見は、私は初めてですので、ややどう考えたらいいかというのとは分からない面もありますが、それは各委員の御判断ですので、そのことに基づいて採決を進めたいと思います。

それでは、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長
都留会長

会長除く出席委員17名中14名が賛成であることを確認しました。

ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって、本案は専門部会報告どおり可決されました。

ただいまの結果に基づきまして、東京労働局長宛て答申したいと思います。

答申については、これから答申文(案)を作成します。

5分間休憩します。

(答申文(案)作成)

都留会長

それでは、再開します。

事務局から答申文(案)を配付し、読み上げてください。

(答申文(案)配付)

賃金課長

それでは、答申文（案）を読み上げます。

令和6年8月5日

東京労働局長 富田望殿

東京地方最低賃金審議会 会長 都留康

東京都最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け東労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的

に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙

東京都最低賃金

- 1 適用する地域、東京都の区域
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,163円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、令和6年10月1日

以上です。

都留会長

ありがとうございます。この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

賃金課長

それでは、局長よりご挨拶を申し上げます。

労働局長

ただいま、会長から、令和6年度の東京都最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。

7月1日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、本日の答申に至

るまで、三者構成による審議会の運営に真摯に向き合われ、御判断いただきましたことにつきましても感謝いたします。

東京労働局といたしましては、今後、答申を踏まえて手続を進めてまいります。

また、答申において、生産性向上のための助成金等の各種施策による支援の強化とその周知の徹底や中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、価格転嫁に向けた取組に関する御要望もいただいております。当局といたしましては、関係方面に対する要望を行うとともに、今後一層の施策の推進に取り組んでまいります。

皆様方には、引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

都留会長
賃金課長

それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

東京都最低賃金の改正決定について、審議会から答申がございましたので、本日、令和6年8月5日月曜日、答申の要旨について公示を行います。公示の期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日、令和6年8月20日火曜日までとなります。

異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

一方、異議申出がなされた場合には、異議申出について審議をするための本審を開催させていただくことになります。

順調に手続が進行した場合、効力発生日は、指定日発効として令和6年10月1日といたします。

以上です。

都留会長

続きまして、議事（2）「その他」に入ります。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

（「なし」の声）

都留会長

特になければ、審議終了とします。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労働側委員は清野委員、使側委員は清田委員に確認をお願いします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしく願いいたします。

以上です。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了とします。

本日はお疲れさまでした。